

医療費助成制度の県内現物給付化について

令和4年10月から重度心身障害者医療費とこどもの医療費、令和5年1月からひとり親家庭等医療費（こどものみ）が埼玉県内全域で現物給付方式に変わります。

現在、越生・毛呂山町の指定医療機関のみが現物給付の対象であり、それ以外の医療機関では償還払いとなっていますが、今回の変更により県内全域の医療機関が現物給付の対象となります。

また、県内現物給付化に伴い、優先する医療費助成制度が変更となります。令和4年10月から重度心身障害者医療対象のこどもは重度心身障害者医療へ、令和5年1月からひとり親家庭等医療対象のこどもはひとり親家庭等医療へ変更となります。該当される方には、個別にご案内を送付します。

現在使用している「こどもの医療費受給資格証」は、令和4年9月末をもって使用できなくなります。新しい受給資格証は9月中に郵送でお届けします。

「重度心身障害者医療費受給者証」につきましては、**所得審査後**9月中に郵送でお届けします。

変更前

医療費助成制度	18歳までのこども → こどもの医療対象		
給付方法	越生・毛呂山町指定医療機関	左記以外の埼玉県内	埼玉県外
	現物給付		償還払い

変更後（R4.10月診療分～）

医療費助成制度	重度心身障害者医療対象のこども → 重度心身障害者医療対象 18歳までのこども → こどもの医療対象		
給付方法	越生・毛呂山町指定医療機関	左記以外の埼玉県内	埼玉県外
	現物給付		償還払い

変更後（R5.1月診療分～）

医療費助成制度	重度心身障害者医療対象のこども → 重度心身障害者医療対象 ひとり親家庭等医療対象のこども → ひとり親家庭等医療対象 18歳までのこども → こどもの医療対象		
給付方法	越生・毛呂山町指定医療機関	左記以外の埼玉県内	埼玉県外
	現物給付		償還払い

※現物給付とは医療機関窓口で医療費受給者資格証等を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることが出来る仕組みです。

※医療機関によっては現物給付に対応していない場合もありますのでご注意ください。

以下の場合はいままでと同様に窓口での支払いが必要です。医療費支給申請書（請求書）に領収書を添付のうえ、担当窓口まで申請してください。

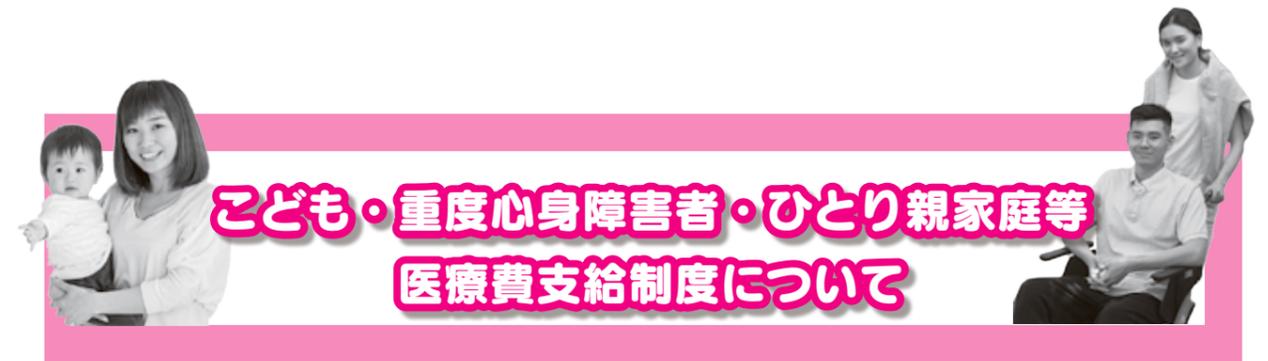
- ・埼玉県外の医療機関等を受診した場合
- ・埼玉県内の現物給付に対応していない医療機関等を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受けた場合
- ・治療用器具を作成した場合
- ・医療機関あたり1ヶ月の支払いが保険診療分で21,000円以上となる場合

○こどもの医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度について

📍子育て支援課 子ども担当 ☎内線162

○重度心身障害者医療費支給制度について

📍健康福祉課 福祉担当 ☎内線113



こども・重度心身障害者・ひとり親家庭等 医療費支給制度について

●こどもの医療費支給制度について

こどもの医療費支給制度とは、お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給する事業です。こどもの医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要となります。登録していない方は、固く申請してください。

対象の子ども	各種健康保険（保護者の扶養）に加入している満18歳になる年度末まで
対象の医療費	保険診療による医療費の一部負担金等で入院・通院ともに対象
登録時の持ち物	お子さんの健康保険証、保護者名義の預金通帳

●ひとり親家庭等医療費支給事業について

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭のみなさんが、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度（児童扶養手当に準じた所得制限があり）です。

登録時の持ち物	戸籍謄本（抄本）、健康保険証、受給者名義の預金通帳
---------	---------------------------

※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書の添付により省略できる書類があります。

●重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給には申請が必要です。

対象となる方	○身体障害者手帳1級、2級、3級の方 ○療育手帳㊦、A、Bの方 ○精神障害者保健福祉手帳1級の方（精神病棟への入院費用を除く） ○身体障害者手帳4級の一部の方、 精神障害者保健福祉手帳2級の方で、 埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方
登録時の持ち物	○障害者手帳 ○健康保険証 ○本人名義の預金通帳 ○印鑑 ○所得証明書

※ただし、平成27年1月1日以降に新たに重度心身障害者となった65歳以上の方は対象にはなりません。

共通事項

※学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となりますので、ご注意ください。こどもの医療費制度では支給されませんので、受診時にも窓口で受給資格証を掲示しないようお願いします。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費についても、医療費制度の対象となりません。

※転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。その際に受給資格証は担当窓口へお返しください。

※健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等が生じた場合は必ず届出をお願いします。

※適正受診にご理解とご協力をお願いします。

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・ふだんの健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。

※ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進へのご理解とご協力をお願いします

- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。